

# 勝山市農業委員会 議事録

平成30年3月26日

勝山市農業委員会

## 勝山市農業委員会 3月定例農業委員会

1. 開催日時 平成30年3月26日(月)午後1時30分から3時

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理者	2番	中村	栄治
委員	3番	松山	隆重
	4番	久保	晴空
	6番	齋藤	ひと美
	7番	牧野	元恵
	8番	山内	百合子
	10番	辻	総一郎
	11番	北山	謙治
	12番	吉川	豊
	13番	大谷	健一
	14番	下牧	一郎
	15番	加藤	駒幸
	17番	山口	拓雄
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員(3人)

	5番	鈴木	佐智江
	9番	但川	よし子
	16番	吉田	新一

5. 審議内容・結果

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請にかかる意見について

議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見について

議案第52号 現況証明願いについて

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

(報告事項) ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地法第18条第6項の規定による通知について

・農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井 茂敏

主幹 黒瀬 しのぶ

主任 中川 洋子

## 7、会議の概要

- 事務局長 ただいまから3月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局長 本日の会議ですが、5番、16番、9番は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局長 それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。  
(あいさつ省略)
- 事務局長 ありがとうございました。  
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。  
まず、事務局より3月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。  
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、15番、17番の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。  
日程第1議案第49号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 10番 事務局の説明があった通り、周囲の34番のところについても本人と奥さんとで畑として耕作し、昨年度その部分も売買されて所有権の移転をされました。昨年度も現地確認でこの部分是一緒にしないのかと話をしたくらいで、今後も田んぼのほうも9反歩あまりつくっておられますし、問題ないと思います。
- 13番 この5筆を一枚の田んぼとして耕作しており、譲受人も7000㎡以上の田んぼをつくっておられるという事で特に問題ないと思います。

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

4 番

●●さんの場合は、現況を重視していて、我々の使命行為であり、周知していかないといけない議案だと思います。●●●さんの件、土地改良か何かで所有権以外の権限がついているというのはないですか、抵当権とか信託とか、きちんと整理されていますか。

7 番

●●さんは、以前支援センターによりこの田を買っているので問題はないです。

議長

これより、議案第49号について採決いたします。  
議案第49号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長

無いようですので、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり承認することに決しました。  
続きまして日程第 議案第50号農地法第4条第1項の規定による許可申請意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

(説明省略)

議長

これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

10 番

用途地域であり、特に問題ないと思われます。

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長

これより、議案第50号について採決いたします。  
議案第50号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長

無いようですので、議案第50号農地法第4条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり承認することに決しました。  
続きまして日程第3議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

(説明省略)

議長

これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

- 13 番 1 番の進入路を無断で転用してつくってあった。今回住宅をつくるにあたり、拡幅するという申請です。止むを得ないと思います。  
2 番目は農業用施設の建設です。今までのでは手狭になったということでやむを得ないと思います。
- 議長 以上のおおり説明はお聞きのおおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 3 番 住所と公図の番号が違うのはなぜ？
- 13 番 住居表示と違う場合がある。
- 4 番 1 番 2 番とも課税上はどうなっている？
- 事務局 課税上も、1 番は課税分割されています。
- 4 番 ●●さんの場合は、農振農用地だが農舎ということで大丈夫ということですが、今までの施設はどうなっている？
- 事務局 既存の施設は●●●さん。●●さんは認定農業者で、これから農業を本格的にしていこうとしています。
- 議長 これより、議案第 5 1 号について採決いたします。  
議案第 5 1 号は、原案のおおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長 無いようですので、議案第 5 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請意見については、原案のおおり承認することに決しました。  
続きまして日程第 4 議案第 5 2 号現況証明願いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 12 番 1 番は、昭和 58 年に国道が拡張し、車庫を異動させました。今回息子が家を建てるということで、地目を宅地に変更するものです。  
3 番は、以前から車庫・農舎を建てて宅地化している、2 番は、転用許可を受け車庫を建て宅地化していることから、地目変更するものです。

10 番 現地にいったとき、外壁だけ修理してありきれいに見えるが、実際は古い物でした。登記上の面積と実際にある面積とは差があるようですが、問題ないと思います。

4 番 北野津又の 2 番目は、転用許可が出ているが、重複しないのか。現況証明できるか。転用許可したものと重複しないように。

事務局 2 番目は、平成 9 年と 19 年に一部転用で許可が出ている。一筆での転用ではなかったため、今回現況証明での申請となった。

13 番 転用許可があつて登記をしなかった場合は、どうなる。いまはその状態でしょ。課税は宅地で、地目が農地。やむを得ない場合ではないでしょうか。

議長 以上のおおし説明はお聞きのおおしです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長 これより、議案第 5 2 号について採決いたします。  
議案第 5 2 号は、原案のおおし承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第 5 2 号現況証明願ひについては、原案のおおし承認することに決しました。  
続きまして、日程第 5 議案第 5 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 以上のおおし説明はお聞きのおおしです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

議長 これより、議案第 5 3 号について採決いたします。  
議案第 5 3 号は、原案のおおし承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第 5 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のおおし承認することに決しました。  
続きまして日程第 6 議案第 5 4 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

4 番 この通知の連絡先は、所有者にしないと、利用状況調査との関連もあるので、そうすべきである。わからない場合は仕方がないが。  
これにより、農地台帳をきちんと整備すること。所有者には地目変更登記を促すように。

議長 これより、議案第54号について採決いたします。  
議案第54号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、原案のとおり承認することに決しました。  
次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 このことについて何かありますか。

議長 次に農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告願います。

事務局 (説明省略)

議長 このことについて何かありますか。

議長 次に農地の転用事実に関する照会の回答について事務局より報告願います。

事務局 (説明省略)

議長 このことについて何かありますか。  
それではその他に入ります。  
議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

7 番 先日の総代会で、土地改良の理事長に再選しました。

11 番 3月23日に3月定例会が終わりました。平成30年度の予算が成立しました。  
2月から3月の間に、除雪のため4億5千万円かかりました。国からの交付金が思ったより少なかった。

議長	次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。
事務局	次回は4月25日（水）午後1時30分からの開催となります。
議長	3月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理	慎重審議ありがとうございました。